

WHOたばこ対策枠組条約
第5回政府間交渉会議（10月14～25日）

平成14年10月

1. たばこ規制枠組条約

たばこに関する広告の規制、健康警告表示の強化等を各国に義務付けることにより、国際社会が一致団結してたばこの健康に対する悪影響を抑え込むことを目的とする条約。世界保健機関（WHO）の枠組みにおいて、2000年10月より、明年5月の採択を目的として、これまで4回の交渉を行ってきてている。

2. 今回会議の概要と評価

- (1) 初めて具体的な案文交渉を行った。6つの非公式会合での精力的な議論により、論点が明確化した。我が国は、他の主要先進国等と協調しつつ、実効性を伴いかつできるだけ多くの国が参加できる条約案文の作成に貢献した。
- (2) 開発途上国のかたばこ農業転作等に対する資金支援等の問題との関連で、開発途上国と先進国との間の対立（南北問題）が見られた。先進国のかたばこ企業の途上国市場進出への反発等が背景にあると思われる。
- (3) 我が国は、たばこ規制措置の具体的な方法や態様については各國がその実情に応じて選択できるようにすることを目的として交渉しているが、包装・ラベリング（「ライト」等の形容的表示の規制、健康警告表示の強化等）及び広告については禁止を含む強い規制を求める声が強い。

3. 次回会議

明年2月17～28日にジュネーヴで開催される。条約採択の期限である明年5月を前にした最後の交渉会議となる見込み。

（了）

WHOたばこ対策枠組条約
第5回政府間交渉会議における主要論点

総論 (条約全体の意義・位置付けに関する論点)

- ・他の条約との関係 (第2条3、第4条5) (E)
- ・資金と開発途上国の責任 (第26条等) (D)

各論

- ・包装及びラベリング (第11条) (A)
- ・広告、販売促進及びスポンサーシップ (第13条) (B)
- ・不法取引 (第15条) (F)
- ・たばこ補助金 (第17条) (E)
- ・責任及び補償 (第4条6、第19条) (C)

【参考】今次会合で設置された非公式会合

- A : 包装及びラベリング
- B : 広告、販売促進及びスポンサーシップ
- C : 責任及び補償
- D : 資金
- E : たばこ及び貿易
- F : 不法取引

たばこ対策枠組条約新議長テキスト仮訳要旨

前文

- ・ たばこ流行の広がりは世界的な問題
- ・ たばこ消費とたばこ煙への曝露による健康、社会、経済、環境への壊滅的な影響を懸念
- ・ 世界的なたばこ製品の消費及び生産の増大、並びにこれによる各保健衛生システムに対する負担を懸念
- ・ たばこの消費及びたばこ煙への曝露が死亡、疾病及び身体障害における数多くの原因と関連付けられているという、科学的証拠は明らかに確立
- ・ シガレットが依存を引き起こし、それを維持すべく設計されていること、その含有物の多くに薬理活性、毒性、変異原性及び発癌性があること、並びにたばこ依存が独立した疾病として分類されていることを認識
- ・ 出生前のたばこ煙への曝露が、健康や発育状態への悪影響の原因となっている、という科学的証拠があることを認識

PART I 導入

第1条 用語の使用

- ・ 「たばこ規制」とは、たばこの消費及びそれに曝されることを撲滅又は低減することにより、人々の健康改善を目的とした供給、需要及び害の低減に関する戦略並びに規準設定

第2条 本条約、並びに他の合意及び法的文書との関係

- ・ 本条約により求められる措置を上回る措置の実施を奨励
- ・ 本条約は、既存条約上の締約国の権利義務を変更しないと解釈

PART II 目的、指針たる原則及び一般的義務

第3条 目的

- ・ 繼続的かつ実質的に喫煙率及びたばこ煙への曝露を減少させるための枠組みを提供することにより、たばこの消費及びたばこ煙への曝露によってもたらされる健康、社会、環境及び経済に与える壊滅的な影響から現在及び将来の世代を保護することを目的

第4条 指針たる原則

- ・ たばこ消費及びたばこ煙への暴露による健康影響、し癖性及び死への脅威について周知し、非喫煙者を保護する

- ・たばこ製品のマーケティングを含め、その消費を減少させるための措置及び協調的対応を採択
- ・たばこ産業は、その製品が公衆衛生及び環境に対し引き起こす害に対し責任を有する 等

第5条 一般的義務

- ・たばこの消費、ニコチン依存、たばこ煙への曝露を防ぎ、減少させるための政策立案及び国際協調

PART III たばこの需要減少に関する措置

第6条 たばこの需要減少のための価格及び課税措置

- ・協調的価格・課税措置が、たばこ消費を減少させる効果的かつ重要な手段となり得ることを認識
- ・課税政策の決定に公衆衛生上の目的を考慮に入れ、
 - ・たばこ消費の累進的な減少を達成するため、たばこ製品に対する課税政策を実施するとともに、適当な場合には価格政策を実施
 - ・たばこ製品の免税販売について、禁止を目指して累進的に制限

第7条 たばこの需要減少のための非価格措置

- ・協調的な非価格政策が、たばこ消費を減少させる効果的かつ重要な手段となり得ることを認識
- ・非価格措置には第8条から第13条までの措置を含有

第8条 受動喫煙防止

- ・公共の場所、公共交通機関等における受動喫煙防止
- ・特に教育施設、医療施設等について優先的に考慮

第9条 たばこ製品含有物に関する規制

- ・締約国会議が推奨するたばこ製品含有物規制のための規準の採択・実施

第10条 たばこ製品情報開示に関する規制

- ・製造業者等に対し、たばこ製品含有物及び排出物についての情報を政府機関へ開示するよう要求

第11条 たばこ製品の包装及びラベリング

- ・不正な方法、誤解を招く方法等の包装やラベリングによる販売促進を禁止
- ・ロータール、ライト、マイルド等、有害性が少ないと誤った印象を生み出す目的又は効果を有する用語、形容的表示又は表現の使用を禁止
- ・不正取引防止の観点から、製品の追跡可能性を確保するための表

示及び製品情報を刷記

- ・保健当局により承認された健康警告表示を販売国の主要言語により刷記する。
- ・警告表示の内容は、写真・絵、未成年者への販売の禁止、排出物中の毒性を有する成分、等

第12条 教育、情報伝達、訓練及び周知

- ・健康上のリスクについての教育及び周知プログラムの広範な利用機会の確保
- ・たばこ産業に関する広範囲の情報について大衆の利用機会を促進する

第13条 たばこ製品の広告、販売促進及びスポンサーシップ

- ・たばこ製品の広告、販売促進及びスポンサーシップを段階的に廃止することを目指し、以下に努める
 - ・たばこ広告、販売促進及びスポンサーシップが、誤った印象を与えるような方法等によって、たばこ製品の販売を促進することがないよう確保
 - ・スポーツ及び文化イベントに関するたばこスポンサーシップを段階的廃止を要求
 - ・国境を越えるたばこ広告等を段階的廃止を要求
 - ・たばこ産業による広告、販売促進及びスポンサーシップに関する全ての支出の完全開示を求める

第14条 たばこ依存及び禁煙に関するたばこ需要減少措置

- ・たばこ依存治療の確保及び禁煙促進のための効果的措置（相談や治療薬の確保等）の実施

PART IV たばこの供給削減に関する措置

第15条 たばこ製品の不正取引

- ・製品の原産国の特定及びその追跡を可能とするため、製造者名、製造国名、製品連番及び製造日等のマーキングの実施
- ・当局が最終仕向地を判断できるようなマーキングの実施
- ・不正取引防止の目的で生産・流通を管理するため、免許制等の追加的措置の実施

第16条 未成年者への販売

- ・未成年者に対するたばこ製品販売を制限する効果的措置を採択し実施する。適当な場合には、次に掲げる事項を含めることができる
 - ・成人確認を行うことを販売者に要求

- ・未成年者に対する販売禁止についての表示を販売所内に掲示
- ・セルフサービス式の陳列等による販売の禁止
- ・たばこ自動販売機の使用を段階的に廃止
- ・たばこ製品を模した菓子及び玩具の製造、輸入、販売を禁止
- ・たばこ製品の無料配布の禁止
- ・たばこのばら売り等を禁止に努力
- ・遵守を確保するために各措置について罰則を含む措置を採択・実施

第17条 たばこ補助金の撤廃及びその他の経済的に存立可能な活動への政府支援の提供

- ・葉たばこ耕作及びたばこ製造に対する補助金について、撤廃を目指して段階的に廃止
- ・葉たばこ耕作者等に対し経済的に存立可能な代替活動を振興

PART V 環境の保護

第18条 環境の保護

- ・葉たばこ耕作及び製品の製造に関し、環境関連の国際的合意に配慮し、農薬及び木材燃料の使用の監視等に合意

PART VI 責任及び補償

第19条 責任及び補償

- ・たばこ規制を目的とした責任及び補償問題を取り扱うための立法上の措置を講じ、又は自国の既存法令を推進
- ・責任及び補償への国際的な対応がたばこにより引き起こされた損害に対処する重要かつ補完的な手段であることを認識し、健康影響、法令・判例等の情報提供により他の締約国と協力
- ・本条約に関する訴訟手続において、締約国間で支援

PART VII 科学的及び技術的協力、並びに情報の伝達

第20条 研究、調査、モニタリング及び情報交換

- ・たばこ消費及びたばこ煙への曝露に関する研究プログラムを策定
- ・データの比較・分析が可能となるよう、調査プログラムを世界的に統合
- ・本条約関連の科学的、技術的、社会経済的、商業的、法的情報等の交換を促進
- ・発展途上国による調査、研究、情報交換に対して支援

第21条 報告及び情報交換

- ・ 立法、調査研究等この条約の実施に関する定期的報告書を締約国会議に提出

第22条 科学的、技術的及び法的分野における協力並びにそれに関連する専門的知見の提供

- ・ 締約国は、発展途上国が本条約の義務履行能力を強化するために技術供与等協力

P A R T VII 組織運営及び財政資源

第23条 締約国会議

- ・ 締約国会議を設立し、定例会議、臨時会議を開催
- ・ 最初の会議で過半数をもって手続き等のルールを採択
- ・ 締約国会議は、議定書、付属書、条約改正を採択でき、情報交換の促進、定期報告書の採択、勧告、資金提供要請等を実施

第24条 事務局

- ・ 当面の間、世界保健機関が事務局機能を提供
- ・ その機能は会合準備、報告書取りまとめ、発展途上国支援その他調整等

第25条 締約国会議と、権限ある国際的及び地域的政府間組織との関係

- ・ 技術的・財政支援を提供するため、国際機関への協力要請

第26条 財政資源

- ・ 締約国は、本条約の目的を達成するための国内の活動に関して、財政的支援の提供を実施
- ・ 締約国は発展途上国の必要性を勘案しつつ、包括的なたばこ規制プログラムの開発及び強化を支援するための資金提供を検討

P A R T IX 紛争解決

第27条 紛争解決

- ・ 第3者による調停も含め、平和的手段による紛争解決に努力

P A R T X 条約の発展

第28条 本条約の改正

- ・ 締約国定例会議にて改正可能であり、コンセンサスが原則（不可能な場合3分の2の賛成）
- ・ 受諾国はその3分の2が受諾書を寄託してから90日後、その他締約国は受諾書寄託から90日後より発効

第29条 本条約の付属書の採択及び改正

- ・ 付属書も条約の一部であり、採択・発効は条約本体の改正に準拠

PART XI 最終条項

第30条 留保

- ・ 留保は不可能

第31条 脱退

- ・ 脱退しようとする国について本条約が発効してから 3 年経過後可能
- ・ 脱退の効力発生は脱退の通報から 1 年を経過した日以降

第32条 投票権

- ・ 一国一票

第33条 議定書

- ・ 条約の締約国のみが議定書の締約国であり、発効要件は各議定書により確立

第34条 署名

- ・ 世界保健機関加盟国による署名
- ・ 署名の期間（未定）

第35条 批准、受諾、承認、正式確認又は加入

- ・ 署名期間終了後より加入

第36条 効力発生

- ・ 30 番目の批准書等が寄託された日から 90 日後に発効
- ・ その他の国は当該国が批准書を寄託した日から 90 日後に発効

第37条 寄託者

- ・ 寄託者は国連事務総長

第38条 正文

- ・ アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語を正文として国連事務総長に寄託